

不正軽油撲滅NEWS



NO. 16 平成30年6月発行

富山県不正軽油防止対策協議会

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7(富山県経営管理部税務課内)
TEL:076-444-3178 FAX:076-444-3487

「不正軽油撲滅NEWS」では、県内外の不正軽油に関する情報を、読者の皆様に紹介しています。

不正軽油の流通をくい止めるためにも、是非、不正軽油に関する情報をお寄せください。皆様からの情報が、不正軽油撲滅につながります！

軽油脱税嫌疑で告発！ 大阪府河内長野市

大阪府は1月30日、軽油引取税に係る地方税法違反の嫌疑で、河内長野市の石油販売業者を大阪地方検察庁に告発しました。

告発したのは石油販売業者社長と従業員1人で、嫌疑内容は平成27年1月～29年3月にわたり、府知事の承認を受けずにタンクローリーの油槽内で軽油と灯油を混和した不正軽油など約2,950キロリットルを運送会社17社に販売、軽油引取税約9,500万円を脱税したというものです。

『ぜんせき』平成30年2月2日

「不正軽油撲滅宣言事業所」登録状況

当協議会では、軽油の販売や使用をしている県内事業所を対象に、自ら不正軽油の撲滅宣言をしていただける事業所を募集しております。

平成30年4月時点で、538の事業所に登録いただいております。登録いただいた事業所にはステッカーを交付しますので、給油機等に貼っていただければ、適正な軽油を取扱っていることをPRできます。

詳しくは、下記のホームページをご参照ください。

引き続き、当事業の周知・拡大にご協力をお願いいたします。

「不正軽油撲滅宣言事業所」一覧は、協議会ホームページでご覧になれます。

富山県税務課HP (http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1107/index.html)

⇒ 富山県不正軽油防止対策協議会 ⇒ 「富山県不正軽油撲滅宣言事業所」登録事業所

使っている軽油がちょっとおかしい！

トラックに灯油を直接給油しているところを見た！ という場合は…

「軽油110番」または「総合県税事務所」までお電話を！

軽油110番 076-444-8110

総合県税事務所 076-444-4507